

日本法政学会 第126回 総会及び研究会のご案内

平素は日本法政学会の運営にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、第126回総会および研究会を下記のとおり開催いたします。ご多忙のことと存じますが、万障お繰り合わせのうえ、何卒ご出席いただきますようご案内申し上げます。

日本法政学会
理事長 寺崎 修

日 時:平成29年6月24日(土曜日) 9:50~
25日(日曜日)10:00~

場 所:大東文化大学 板橋キャンパス 中央棟1F 多目的ホール
〒175-8571 東京都板橋区高島平 1-9-1
電話:藤井誠一郎先生(03-5399-7300 内線 4011)

開催校幹事:浅野善治先生

【第1日目】平成29年6月24日(土曜日)

開会の辞 9:50~10:00

理事長 寺崎 修

個人報告

第1報告 10:00~10:35

第一次世界大戦期における連合国対敵取引禁止政策と日本
(司会:平成国際大学 浅野和生)

慶應義塾大学大学院 諸橋英一

第2報告 10:40~11:15

日本近代化における一断面としての捕鯨—ジャパン・グラウンドを中心に—
(司会:東京海洋大学 中田達也)

日本比較法研究所(中央大学)嘱託研究所員 木村美智子

第3報告 11:20~11:55

日本海軍における慣行と「協同輔翼」—陸軍参謀本部の容喙—
(司会:平成国際大学 酒井正文)

龍谷大学大学院 浅井隆宏

昼食・理事会 12:00~13:20

総会 13:20~13:50

シンポジウム 14:00~17:00

テーマ: 離脱の政治

司会: 法政大学 白鳥 浩

企画趣旨説明

平成国際大学 石上泰州

第1 報告

相模原市「障害者」施設殺傷事件と人権保障

愛媛大学 鈴木 静

第2 報告

オバマ外交からの離脱か? 「ポスト冷戦期」からの離脱か?
トランプ外交・安全保障政策の変化と継続

平成国際大学 和田修一

第3 報告

EUからの離脱の動向は、偶然か必然か、それとも...。
—”brexit”に至る過程と、現状に於けるEUと加盟各国の分析、さらに近未来への視座—

城西大学 小野義典

総括コメント

コメンテーター 法政大学 白鳥 浩

質疑応答

懇親会 中央棟カフェテリア (Green Spot)

【第2 日目】平成 29 年 6 月 25 日(日曜日)

個人報告

第4 報告 10:00~10:35

排他的経済水域における海洋保護区設定の課題と展望—西アフリカ地域漁業委員会の要請による国際海洋法裁判所の勧告的意見を素材に—

(司会: 平成国際大学 野沢基恭)

東京海洋大学海洋科学部海洋政策文化学科学研究員 青木望美

第5 報告 10:40~11:15

地域特性を踏まえた防災計画作成のための法整備に関する検討 —災害対策基本法の改正経緯を中心として

(司会: 立教大学 外山公美)

志學館大学 佐藤由佳

第6 報告 11:20~11:55

途上国への技術移転に関する考察—日本の伝統的技術習得システムの政策的・制度的研究に注目して—

(司会: 近畿大学 畝川憲之)

日本大学 壽福隆人

昼食・理事会 12:00~13:10

個人報告

第7報告 13:20~13:55

保守合同前の三木武夫

(司会:兵庫教育大学 小南浩一)

明治大学政治経済学部 竹内 桂

ミニシンポジウム 14:00~16:20

テーマ:18歳の法的地位を考える

司会:東海大学 廣瀬真理子

第1報告 14:00~14:20

民法における「18歳」の法的地位

城西大学 松野民雄

第2報告 14:20~14:40

「18歳」問題 刑事法学の立場から——少年法適用年齢の引き下げ、並びにこれからの犯罪者処遇の在り方に関する議論を中心として

中京大学 漆畑貴久

第3報告 14:40~15:00

児童精神医学の観点から「18歳問題」を考える—日本児童青年精神医学会の学会声明と非行臨床の現場経験を踏まえて

国立きぬ川学院 医務課長 富田 拓

総括コメント 15:15~15:30

コメンテーター 日本大学 齋藤康輝

質疑応答 15:30~16:20

閉会の辞

<企画委員会・国際交流委員会からのお知らせ>

今回の126回大会には、昨年、学術交流提携を結んだ「台湾現代日本研究学会」から下記の3名の先生方が来日され、ご参加されます。企画委員会では、シンポジウム等へのご登壇いただく方向で検討中です。詳細が決定いたしましたら学会HPにてご案内申し上げます。

陳 文甲 先生 台湾現代日本研究学会副会長、開南大学国際企業系准教授兼国際及び兩岸事務副処長

楊 鈞池 先生 台湾現代日本研究学会理事、國立高雄大学政治法律学科教授

黃 美恵 先生 台湾現代日本研究学会理事、中国文化大学准教授、中山大学日本研究センター外部研究員

報告概要

【第1日目】平成29年6月24日(土曜日)

個人報告

第1報告

第一次世界大戦期における連合国対敵取引禁止政策と日本

慶應義塾大学大学院 諸橋英一

満州事変が発生した際日本は国際連盟規約第16条に規定された経済封鎖の発動を怖れた。「経済制裁」のもつ平時的イメージに反して、同条項は第一次世界大戦中の対敵取引禁止政策を直接継承した純然たる戦時政策である。戦間期以降の日本人がこうした措置(或いはブロック経済政策も)を感受するとき、その認識は大戦の経験を踏まえたものになると推測される。

しかしながら大戦中に行われた連合国の対敵取引禁止政策に日本がどのような経緯で参加し、特に英国を中心として連合国と共同実施していったのかについては明らかにされていない。

従って今回は主に外務省外交史料館に所蔵された史料に依拠しつつこうした問題について論じたい。

第2報告

日本近代化における一断面としての捕鯨—ジャパン・グラウンドを中心にして—

日本比較法研究所(中央大学)嘱託研究所員 木村美智子

19世紀半ば、ジャパン・グラウンドと呼ばれた捕鯨場の東南部に位置する小笠原諸島は、多くの船が中継港、避難港として寄港した。捕鯨船は薪水等の補給をして日本近海へ、欧米列強は東アジアの通商拡大のための中継地として利用し、北西太平洋の一大拠点となった。同諸島は19世紀前半、欧米人による植民が行われた後も、諸地域からの入植者、船からの脱走者、漂流者等が上陸、移住し、自律的な空間を形成し、日本の近代化の足掛かりを提供した。

本報告では同諸島の特異性、同諸島及び日本近海に出現する船の動向、江戸幕府の対応、アメリカ式捕鯨の試み、領事裁判等を通して、日本の近代化における小笠原諸島及び捕鯨の果たした役割を分析、検討する。

第3報告

日本海軍における慣行と「協同輔翼」—陸軍参謀本部の容喙—

龍谷大学大学院 浅井隆宏

1930(昭和5)年のロンドン海軍軍縮条約調印をめぐる統帥権干犯論争は、濱口内閣・海軍省と政友会・海軍軍令部との政争と位置付けられてきた。美濃部達吉による前者の擁護はよく知られているが、後者への有賀長雄の影響も近年注目されている。すなわち、軍令部に先行して省部一致を唱えた参謀本部の容喙を機に、従来からの海軍における大臣主導という慣行実態は変容させられたが、軍部大臣は軍政・軍令双方に関与する属性をもつとする有賀の協同輔翼の概念が、参謀本部・軍令部によって海軍省と軍令部の一致を指すものとして主張されたという指摘である。そうであれば、参謀本部の主張した協同輔翼の実質と容喙過程とは、より詳細に検討しなければならないであろう。

本報告ではこの点に注目しつつ、海軍の慣行の成立背景との関わりから、省部関係の変化に考察を加えたい。

シンポジウム

テーマ: 離脱の政治

司会: 法政大学 白鳥 浩

企画趣旨説明: 平成国際大学 石上泰州

企画趣旨

われわれは、法や政治の「ステイタス・クオ(status quo)」に関して、何が「ノーマルシー(normalcy、正常状態)」であるかを、少なくとも理解して研究、教育を行ってきた。ところが、近年では、各国の国内における政治過程や国際関係の変容、そしてその帰結としての法制度の整備や、行政の執行において、これまで理解してきたステイタス・クオを逸脱する多くの事例を目にするようになった。

ざっと思いっただけでも、国内における安保関連法制の整備、政治経験の無いアメリカ大統領の出現、欧州連合から離脱する大国の存在、共和党も社会党もない仏大統領決選投票に見る民意、罷免された韓国大統領の衝撃、核ミサイルを手にする北朝鮮の行動、改革志向の強い女性都知事の意味など、その数は枚挙に暇の無いほどである。

これらの変化は、ステイタス・クオの単なる一時的な「逸脱」で、ノーマルシーに戻るひとつの過程なのだろうか。そ

れとも決定的にこれまでのステイタス・クオを変容させ、ノーマルシーに戻ることに無い「離脱」なのだろうか。本パネルにおいては、そのうちのいくつかの事例の実証的な研究をもとに、上記の問いに対する回答を考察したい。

「逸脱」なのか、「離脱」なのか。この問いに関心のある多くの研究者の参加を期待する。

第1 報告

相模原市「障害者」施設殺傷事件と人権保障

愛媛大学 鈴木 静

イギリスの EU 離脱、アメリカではトランプ大統領就任等がたて続けにおきている。国のあり方の大きな転換の背景には、地域間または世代間格差で生きる人々にとっての雇用、生活保障への不安と移民問題がある。日本でも、雇用、生活保障無への不安は他人事ではなく、新自由主義的な政策が拡大していくなかで、これまでに見られなかった重大事件も起きている。2016 年 7 月 26 日に起きた相模原市「障害者」施設殺傷事件である。本報告では、社会保障法の観点から事件の構造を分析し、再発防止に向けての提言を行う。

第2 報告

オバマ外交からの離脱か？「ポスト冷戦期」からの離脱か？

トランプ外交・安全保障政策の変化と継続

平成国際大学 和田修一

1 月 20 日に第 45 代アメリカ大統領に就任したドナルド・トランプは、選挙中の公約どおりすぐに TPP から離脱する手続きを開始した。一時は台湾と接触を試みたかと思えば、4 月には習近平を招いて首脳会談を行った。一方で力の外交も見せ、4 月上旬にはシリア政府軍に初のミサイル攻撃を行ったのに加えて、北朝鮮には空母や潜水艦を派遣して軍事的な圧力を強化している。

このようなトランプ政権下の外交・安全保障政策は、単にオバマ政権の外交政策からの離脱のみならず、冷戦後のアメリカ外交から離脱したものだろうか。トランプ外交の「継続と変化」について検討したい。

第3 報告

EUからの離脱の動向は、偶然か必然か、それとも…。

—”brexit”に至る過程と、現状に於けるEUと加盟各国の分析、さらに近未来への視座—

城西大学 小野義典

内戦の最中にあるシリアや、擾乱の渦中にあるリビア、また、長く戦乱状態にあるアフガニスタンから、安全と思われるヨーロッパを目指して、数百万人にも及ぶ「難民」が発生した。この「難民」に対するEU(欧州連合)の対処に不満を持つEU加盟国の中には、今度は「EUを離脱する」という選択を示した国も現れた。昨年6月の、イギリスに於けるEUからの離脱を決定付けた国民投票は、まさにその意思の表れであり、「Brexit」と呼ばれるEUからのイギリス脱退の手続きが、現在進行形で行われている。

このような反EUの動きは、イタリアの「五つ星運動」、ドイツの「ドイツのための選択」などが各国で躍進していることから読み取ることが出来る。これらは、単にEU加盟国での政治が似たような傾向を示しているだけなのだろうか、それとも、一連の動きは、EUを、そして世界を駆け巡る一大ムーヴメントなのだろうか？

本シンポジウムに於いては、「EUからの離脱」について、近年の動向を読み取り、現在起こっている事象を分析し、さらに、近い将来への視座を定めてみたい。

【第2日目】平成29年6月25日(日曜日)

個人報告

第4報告

排他的経済水域における海洋保護区設定の課題と展望—西アフリカ地域漁業委員会の要請による国際海洋法裁判所の勧告的意見を素材に—

東京海洋大学海洋科学部海洋政策文化学科研究員 青木望美

2015年6月の国連総会にて、国家管轄権外の海洋生物多様性に関する新たな条約の作成が決議された。その条約作成の議論の一つに海洋保護区があげられる。すでに沿岸国の中には、排他的経済水域(EEZ)にまでも広大な保護区の設定を行っている国も出てきている。とはいえ、国連海洋法条約では海洋保護区についての明示の規定はない。そのため、一部の地域条約等を除き、EEZでは沿岸国の主権的権利のもと一方的国内措置として設定されることになる。

本報告では、2015年4月に示された国際海洋法裁判所の勧告的意見による、EEZにおける漁業管理体制をめぐる議論に鑑み、動的的に国際法を捉えつつ、EEZにおける海洋保護区設定の課題と展望を考察する。

第5報告

地域特性を踏まえた防災計画作成のための法整備に関する検討 —災害対策基本法の改正経緯を中心として

志学館大学 佐藤由佳

我が国の災害関係法律の一般法である災害対策基本法は、災害による被害軽減を目的として災害予防、災害応急対策、災害復旧の3つの段階に応じた規定を設けている。この災害予防、災害応急対策の詳細につき定めたものが防災計画であり、国(中央防災会議)、都道府県、市町村がそれぞれ作成することとなっている。災害発生時の対応について主として責務を負うのは市町村であり、防災上特に重要となるのは市町村作成の防災計画であるが、その多くは法が意図する地域特性を活かした内容となっておらず減災の実効性を欠くものが多い。本報告は、災害対策基本法の改正経緯を中心として防災行政の在り方につき検討し、地域特性に基づく防災計画策定に必要な法整備について検討するものである。

第6報告

途上国への技術移転に関する考察—日本の伝統的技術習得システムの政策的・制度的研究に注目して—

日本大学 壽福隆人

日本のODAを中心とした途上国への支援活動は大きな成果をあげている。しかし、実際には、最前線で技術支援活動を担っている多くのNGO、NPOは大きな制約の中で活動していて、「技術移転」の難しさに日々直面している。そこで、日本がかつて先進技術を習得してきた事例を参考として、今後途上国が技術移転を受けるために構想していかなければならない政策・制度について途上国の参考に資したいと考える。

本報告では、テクノロジーの問題ではなく、途上国の貧困農村住民に直結する手工業に焦点をあてる。

第7報告

保守合同前の三木武夫

明治大学政治経済学部 竹内 桂

日本政治史研究において、1955年11月の保守合同に至るプロセスが明らかにされてきている。しかし、保守合同に影響力を持った政治家に関する研究は、いまだ十分にはなされていない。

本報告では、三木武夫に焦点をあてる。占領下で協同主義を党是とする政党に属した三木は、国民民主党、改進黨、日本民主党と、第二保守党と呼ばれる政党に所属した。第二保守党時代に、三木がいかなる主張を行い、いかなる行動をとったのか。新党結成問題や外交問題への対応を中心に考察する。また、この時期の三木の主張や行動が、50年以上に及んだ三木の政治活動のなかでどのように位置づけられるのかを検討したい。

ミニシンポジウム

テーマ:18歳の法的地位を考える

司会:東海大学 廣瀬真理子

企画趣旨

公職選挙法等の一部を改正する法律により18歳選挙権が制度化され実施された。民法及び少年法の適用対象年齢の18歳への移行が問題として提起され、議論が進められている。本ミニシンポは、「18歳問題」としてその是非を会員の方々と活発な議論の場として企画致しました。

第1報告

民事法における「18歳」の法的地位

城西大学 松野民雄

近時、成人年齢の引き下げ(20歳⇒18歳)や女性の婚姻適齢の引き上げ(16歳⇒18歳)に関して、民法改正の議論が活発になってきており、これらについて、法務省は民法改正案の近国会への提出を検討しているとの報道もみられる。これまで、18歳の者に対しては、国民投票法における国民投票権の付与、公職選挙法における選挙権の付与がなされてきており、また、最近では、少年法の適用年齢の引き下げ(20歳⇒18歳)も検討されている。民法における成人年齢の引き下げに関する議論は、国民投票権付与年齢、選挙権付与年齢および少年法の適用対象者の上限年齢とともに18歳に統一しようとするものであるが、これらの年齢を18歳に統一する必要があるだろうか。

成人年齢の引き下げは、民法の中でも様々な場面に影響するのであるが、民法だけでなく、他の多くの法令にも大きな影響を及ぼすものであるから、より慎重な検討が必要になる。

本報告では、成人年齢および女性の婚姻適齢を中心として、民事法における「18歳」の法的地位を検討し、特に、成人年齢の引き下げには反対の立場を示すものである。私見では、成人年齢については、引き下げではなく、逆に、引き上げ(20歳⇒22歳)が必要ではないかと考えている。

第2報告

「18歳」問題 刑事法学の立場から——少年法適用年齢の引き下げ、並びにこれからの犯罪者処遇の在り方に関する議論を中心として

中京大学 漆畑貴久

2016年2月9日の、少年法の適用年齢を20歳未満から18歳未満に引き下げることの適否と、これからの犯罪者処遇の在り方についての法務大臣諮問(諮問103号)を受け、2017年3月より、法制審議会少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会会議が開催されている。これは、2007年の日本国憲法の改正手続に関する法律の制定等を通して進められている成人年齢の引き下げをめぐる一連の法整備等の一部を構成するものといえる。

本報告では、少年法の適用年齢の引き下げに関して近時展開されている議論の状況を概観して、少年法の適用年齢の引き下げの持つ刑事法上の意義について考察する。そして、法務大臣諮問によって併せて検討することとされている犯罪者処遇の在り方についてめぐる諸議論を概観して、これが少年法の適用年齢の引き下げとともに検討されることの意味について考察する。

第3報告

児童精神医学の観点から「18歳問題」を考える—日本児童青年精神医学会の学会声明と非行臨床の現場経験を踏まえて

国立きぬ川学院 医務課長 富田 拓

日本児童青年精神医学会では、昨年9月に「少年法適用年齢引き下げに反対する声明」を発表した。ここで我々は、18・19歳の犯罪少年に対して家庭裁判所が担ってきた医学・心理学・教育学・社会学的見地からのアセスメント機能、多くの少年犯罪の背景となっている被虐待経験や発達障害を有する若者に対する治療的働きかけ、さらに調査官等が担ってきた家族や地域社会に対するケースワーク機能がいずれも失われてしまうことの重大性を指摘した。また、脳の発達が若年成人にまで及ぶという近年の脳科学研究の知見にも言及し、児童精神医学的合理性からはむしろ少年法適用年齢は引き上げられるべきであるとした。

少年法適用年齢引き下げによって影響を受けるのは軽度ないし中等度の犯罪少年であり、少年院在院者の30-40%を占めてきた18・19歳の少年に対する教育が行われなくなり、その多くが科料等の再犯防止機能の期待できない刑罰を与えられるのみとなる可能性が高い。本報告では、このことが将来の日本の社会の治安に与える影響、非行

に対する治療的働きかけの社会経済的効果、及び非行臨床精神医学的見地からの刑務所と少年院の文化的差異と治療効果との関連について考察する。

開催校及び事務局からのお願い

1. 総会及び研究会の出欠については、同封の葉書によりお知らせください。ご返信は6月14日(水)必着でお願いいたします。
2. 懇親会は、6月24日(土)17:30より中央棟カフェテリア(Green Spot)で開催予定です。ご出席の方は、懇親会費6,000円を当日受付でお支払い下さい。
3. 役員の方は、理事会費 24日 1,000円、25日 1,000円を当日受付でお支払い下さい。
4. 昼食については、学周辺に飲食店が僅かしかございませんので、24日(土)は中央棟カフェテリア(Green Spot)をご利用ください。25日(日)はカフェテリアは営業しておりませんので、ご希望により、お弁当(700円～800円程度)を手配します(事前申込)。なお、代金は当日受付でお支払いください。
5. 共同研究・シンポジウムのテーマについて、ご意見をお寄せください。ただし、この学会の会員でこなせるテーマであることが条件です。
6. 次回学会で研究報告をご希望の方は、平成29年8月25日(金)までに、下記の各事項を記載の上、事務局まで電子メールでお申し込みください(締切厳守)。
申込資格は、入会后1年以上で、平成28年度までの会費を完納している方とします。発表の採否は、企画委員会の議を経て理事会で決定します。
 - ①報告テーマ及び報告概要(300字程度)
 - ②氏名及び所属
 - ③連絡先(住所、電話番号、電子メールアドレス)
7. 平成29年度学会年会費5,000円の振込用紙を同封いたします。個別の年会費振込状況については、事務局までお問合せ下さい。平成29年度学会年会費及び過年度会費は、郵便振替(ゆうちょ銀行)にて下記の口座にお振込みください。
 - 日本法政学会 口座番号 00940-4-68444

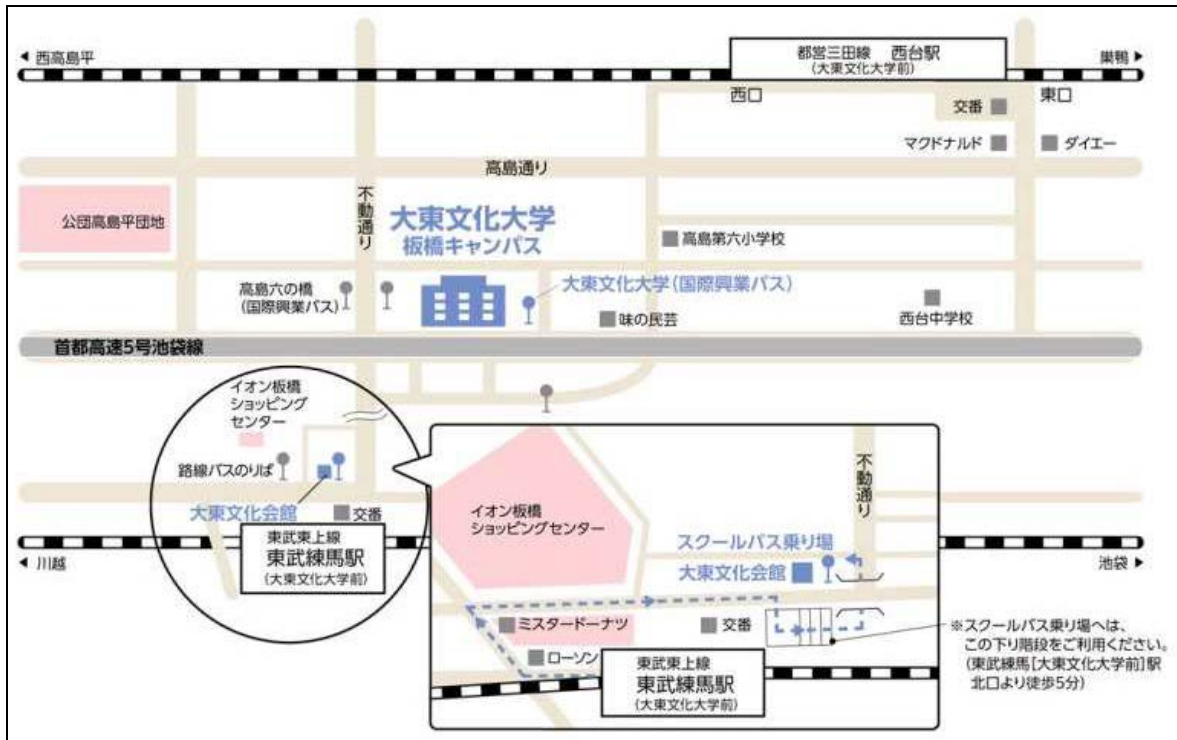
【事務局】

一般財団法人行政管理研究センター
〒113-0034 東京都文京区湯島3丁目31-1 中川ビル5階
TEL :03-5969-8211
FAX :03-5688-8400
Eメール:jalps-jim@iam.or.jp

開催校：大東文化大学 板橋キャンパス 中央棟 1F 多目的ホール

住所	〒175-8571 東京都板橋区高島平 1-9-1
最寄駅からの経路	東武東上線：東武練馬（大東文化大学前）駅北口下車 無料スクールバスで約7分 ※（スクールバス乗り場まで徒歩5分） 都営三田線：西台（大東文化大学前）駅西口下車 徒歩9分

【最寄駅からのアクセス】



※東武東上線 東武練馬駅からのスクールバスの時刻表は最終頁に掲載しております。

【校内案内】



【スクールバス時刻表】

平成 29 年 6 月 24 日 (土)

東武練馬(大東文化大学前)駅・ 大東文化会館発		板橋校舎発
	6時	
高45,高50	7時	58
高00,高05,高08,高 08,27,35,40,45,50	8時	00,13,23,30,33,37,45,50,55
00,10,20,30,40,50	9時	05,10,20,30,40,50
00,10,20,30,40,45,50	10時	00,10,20,30,40,50,55
00,10,25,40,50	11時	00,10,20,35,50
00,10,20,30,40,50,55	12時	00,10,20,30,40,50
00,10,20,35,50	13時	00,05,10,20,30,45
05,15,25,35,50	14時	00,15,25,35,45
05,20,35,50	15時	00,15,30,45
10,30,50	16時	00,20,40
10,30,50	17時	00,20,40
	18時	00

※高：高等学校優先（※満員の場合、大学生の乗車をご遠慮いただく場合があります。）

※交通事情等により時間通りに運行できない場合があります。

※混雑時は随時運行となる場合があります。

平成 29 年 6 月 25 日 (日)

東武練馬駅前大東文化会館		大 学 発
40 20 00	9	10 30 50
40 20 00	10	10 30 50
30 00	11	10 40
40 20	12	30 50
30 00	13	10 40
30 00	14	10 40
30 00	15	10 40
40 20 00	16	10 30 50
00	17	10

* 交通事情等により時間通りに運行できない場合があります。